令和８年度大槌町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的な負担を軽減し、少子化対策に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大槌町補助金交付規則（昭和38年規則第12号）及び大槌町補助金交付規定（平成25年大槌町訓令第7号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　新婚世帯　令和８年の１月１日から令和９年の３月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦をいう。

（２）　継続補助対象世帯　令和７年度に大槌町結婚新生活支援事業による補助金を受給した世帯であって、その受給額が、大槌町が１世帯当たりの補助上限額として定める額に達しなかった世帯という。

（３）　引越費用　引越業者又は運送業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条に規定する一般貨物自動車運営事業を営む者をいう。）への支払いその他の引越に係る実費をいう。

（４）　住居費用　次のいずれかに該当すること。

ア　購入費用　婚姻を機に新たに町内で自ら居住する住宅を購入した費用で、当該住宅の購入費をいう。ただし婚姻日より前に購入した場合は、婚姻日より起算して１年以内に購入した場合に限る。

イ　リフォーム費用　婚姻を機に町内で自ら居住する住宅をリフォームした費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、婚姻日より前にリフォームした場合は、婚姻日より起算して１年以内にリフォームした場合に限る。また倉庫及び書庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

ウ　賃借費用　婚姻を機に新たに町内で自ら居住する住宅を賃借する際に要した費用で、当該住宅の賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、婚姻日より前に賃借した場合は、婚姻日より起算して１年以内の費用に限る。また、勤務先から住宅手当に相当する手当が支給されている場合にあっては、当該手当に相当する分を除く。

（５） 貸与型奨学金　公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１） 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下

（２） 次のいずれかに該当する新婚世帯

ア　前年の合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第30号の合計所得金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。

イ　前年の合計所得金額が500万円以上の新婚世帯のうち、貸与型奨学金の返済がある場合にあって、新婚世帯の合計所得金額又は所得見込額から貸与型奨学金に係る年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。

（３） 対象となる住居が大槌町内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。

（４） 他の公的制度による補助等を受けていないこと。

（５） 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、同一申請者（同一新婚世帯に限る。）の町内への転居かつ補助上限額の範囲内での申請に限り、２回目以降も補助対象とする。

（６） 町税を滞納していないこと。

（７） 岩手県が「岩手県結婚新生活支援事業実施要領」（令和２年５月10日付け子第271号岩手県保健福祉部子ども子育て支援室長通知別添）に基づき実施する家事育児参画促進講座又は市（町村）長が指定する講習会等を受講すること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯は、補助金の交付を受けることができる

（１） 継続補助対象世帯であること。

（２） 前項第２号、第３号、第４号及び第６号のいずれにも該当すること。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、住居費（補助金の交付を申請する日において現に居住している住宅に係る経費に限る。）及び引越費用とする。ただし、継続補助対象世帯にあっては、令和７年度の申請において補助対象経費としたものは対象外とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、１世帯当たりの上限は次のとおりとする。ただし継続補助対象世帯にあっては、当該額から令和７年度に受給した補助金の額を差し引いた額を上限とする。

（１） 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合　60万円

（２）　前号以外の場合　30万円

２　前項第１号で規定する夫婦については、婚姻を機に始める新生活に必要な経費として、交付する補助金の額に20万円を加算して交付する。

３　前項第２号で規定する夫婦については、婚姻を機に始める新生活に必要な経費として、交付する補助金の額に10万円を加算して交付する。

４　第１項の規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

５　補助金の交付の対象となる経費は、令和８年の１月１日から令和９年の３月31日までの間に要した費用とする。継続補助対象世帯にあっては、令和７年度の申請において補助金の交付の対象とした経費とする。

６　前項の規定にかかわらず、第３条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日に属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大槌町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当町の公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（１）　婚姻後の戸籍謄本の写し

（２）　世帯全員の住民票の写し

（３）　夫婦それぞれの所得証明書（婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、離職票又はこれに代わるものの写し）

（４）　夫婦ともに町税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）

（５）　住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅賃借に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

（６）　引越費用に係る領収書等の写し（引越しに係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

（７）　住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し（住宅取得に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

（８）　住宅のリフォーム契約書又は工事請負契約書の写し（住宅費における住宅をリフォームする場合に限る。）

（９）　住宅のリフォーム内容及び金額がわかる書類の写し（住宅費における住宅をリフォームする場合に限る。）

(10)　住宅手当支給証明書（様式第２号）（住宅賃借に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(11)　貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（借り入れがあり、現に返済を行っている場合）

(12)　受講証明書

(13)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めたときは、大槌町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（変更及び承認）

第７条　前条第２項により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに大槌町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第４号）に、前条第１項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、大槌町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第８条　交付決定者は、第６条第２項に規定する決定通知又は前条第２項に規定する変更決定通知を受けた場合は、速やかに大槌町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第９条　町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条　町長は、前条の規定により補助金の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告等）

第11条　町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告」という。）を求めることができる。

２　交付決定者は、前項の報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補足）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

2　この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第６条の規定による申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。